

## IPv6 利用促進ワーキンググループの設置について（案）

## 1. 目的

「IPv6 によるインターネットの利用高度化に関する研究会」（以下「研究会」という。）における検討内容のうち、IPv6 の利用促進に係る事項について、より専門的な観点から検討を行うため、ワーキンググループを開催する。

## 2. 名称

ワーキンググループの名称は「IPv6 利用促進ワーキンググループ（利用促進 WG）」とする。

## 3. 検討内容

利用促進 WG では、IPv6 の利用促進に係る以下の事項について検討する。

- ① 一般ユーザー、企業等ユーザーの IPv6 サービス利用の促進
- ② ネットワーク技術者等による IPv6 技術習得の促進
- ③ インターネットに接続される非 PC 機器の相互接続性の確保
- ④ その他関連する事項

## 4. 主査、構成員

- 1) 主査及び構成員は、研究会座長が指名する。
- 2) 主査は本 WG を招集し、主宰する。
- 3) 副主査は主査が指名する。
- 4) 主査は上記のほか、本 WG の運営に必要な事項を定めることができる。

## 5. 庶務

本 WG の庶務は総合通信基盤局データ通信課が行う。

## 6. 会議の公開

本研究会の会議、資料、議事要旨は、原則、公開とする。

ただし、本研究会の開催に際し当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合等、主査が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

公開は、総務省のホームページへの掲載によることとする。